

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		母子生活支援施設措置事業	担当課	児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成13年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	その他
予算科目コード		01-030201-04 補助	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
児童福祉法第23条に基づき、生活困窮やDV等の被害者である等の困難な状況にある母子の生活基盤を確保し、自立に向けた支援を行うため、平成13年から事業を開始した。	18歳未満の児童を養育しおり、配偶者のいない、又はそれに準ずる事情にある女性とその児童の安全確保と生活支援を行うため、母子生活支援施設に入所させる。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
DV等による被害を受ける対象者又は対象世帯の安全を確保するとともに、その生活を支援することで、退所後の自立支援につながる	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
貧困家庭やDVケースの相談の中で母子生活支援施設の利用についての相談があるが、現状生活から自立に向かう道筋として、ケース家庭にとって何が最善であるかを関係機関と検討しながら整理していく必要がある。	〔通年〕 貧困家庭ケースについては、社会福祉課やその他サービスが利用できる機関と連携して対応策を検討する。 DVケースについては、母子の安全面を第一に考え、母子保護の必要性を判断しながら警察と連携して対応策を検討する。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
金銭面の問題、DV等の安全性の問題解決のために、関係機関との連携は必須であるため、特に、市民協働推進課、社会福祉課、警察、女性センターとの連携の強化を図る。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	関係機関との連携維持により、貧困又はDV事案の未然防止に努めることで、措置対象者の拡大抑止につなげ、コストを維持する。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
貧困家庭やDV被害者支援のために、安心して生活し、自立に向かう道筋を立てていけるように関係機関が連携して対応していくことが必要である。	関係機関との連携強化のために、県福祉相談センター主催の県南地区地域ネットワーク会議に参加し協力体制の確認をする。 相談ケースについてのリスク設定や、支援方針については、市のみでなく、警察、児童相談所、福祉相談センター等と連携を図り、母子が安心して自立に向かうための目標設定や支援体制を整えていった。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
保護実施世帯数（件）	1.00	0.00	0.00	1.00	1.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	相談ケースについて、母子の面接を重ねながら、関係機関と連携して必要な支援をしてきた。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	関係機関との連携維持により、貧困又はDV事案の未然防止に努めることで、措置対象者の拡大抑止につなげる。また、緊急措置が必要な案件については、速やかに措置入所をさせることで、母子の安全を保障する。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	1,767	87	0	2,341	2,341
	国・県支出金	1,374	16	0	1,733	1,733
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	393	71	0	608	608
正職員人工数（時間数）		30.00	6.00	4.00	0.00	0.00
正職員人件費		123	25	17	0	0
トータルコスト		1,890	112	17	2,341	2,341

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		家庭児童相談事業	担当課	児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成13年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	事業協力
予算科目コード		01-030201-08 単独	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所に設置された。	育児不安等の悩みを持つ保護者に対し、家庭相談員や臨床心理士が電話及び対面にて相談を行うとともに、児童虐待や要保護ケースを早期発見し、関係機関につなげ、問題の解決や育児不安の解消に当たる。 1 来所相談、電話相談、訪問相談、出張相談の各相談業務 ・市民交流プラザ内に開設している家庭児童相談室において、来所相談及び電話相談を実施する ・来所の場合、保護者に対してカウンセリング、子どもに対してプレイセラピー（子どもとの面接や遊びを通して気持ちの安定を図る）を実施する。 ・南守谷児童センター（毎週金曜日）、守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2金曜日）での出張相談を開催する。 2 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の開催（6月・2月） ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議・広報・啓発活動を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、家庭相談員や臨床心理士が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。また、児童虐待について各関係機関と連携し、未然防止と早期発見・早期対応に努めることで、良好な家庭環境を築き、児童の健やかな成長につなげる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
年々相談ケースが増えており内容も複雑化しているので1ケースにかなり時間を要している。 学校が終わってからの時間帯の相談が集中しているため，相談者を待たせてしまう状況になっている。 家庭相談員が人材不足のために確保がむずかしくなっている。	〔平成30年度〕 ・2018.12月 家庭児童相談室設置規則の改正し，報酬を月額から日額にするとともに，勤務日数を週3日から週1日以上とする。 家庭相談員の追加募集を行う。 〔平成31年度〕 ・2019.4月～ 勤務日数や時間帯を相談現状に応じた内容となるよう運用開始する
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
家庭相談室の設置規則を改正し，採用要件に幅を持たせて人材確保につながるよう，報酬や勤務日数を改善する。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	増加する相談案件に対応するため，家庭相談員の増員についての検討や残業時間の増加が見込まれるためコストは増加する。 ※平成30年度・31年度比較が減少しているのは，平成30年度に公用車購入があったため。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度を取組（評価、課題への対応）
相談件数の増加や相談内容が複雑化しており、ケースにかかる時間を要している。学齢期のお子さんについては、学校終了後の16時以降に相談が多く、なかなか予約が取れない状況である。	家庭児童相談室設置規則の改正し、報酬を月額から日額にするとともに、勤務日数を週3日から週1日以上とすることで採用の幅を広げた。 臨床心理士が産休に入ったことで、家庭相談員1名増員した。心理分野を得意とした家庭相談員を増員したことで、心理検査に対応できるようにした。 子どもの相談から家族全員の対応が必要なケースが出てきており、内容が複雑化している。相談員の力量も必要であり、関係機関や内部機関の更なる協力体制が必要となっている。

評価（指標の推移、今後の方向性）						
指標名		基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
子ども家庭支援ネットワーク協議会協議回数（回）		46.00	53.00	64.00	60.00	60.00
相談件数（件）		172.00	240.00	254.00	250.00	250.00
成果の動向（→その理由）						
■ 向上 □ 横ばい □ 低下		家庭児童相談室が広報や口コミで広がり、相談ケースも増加しており、相談したことで安心できたという感想も多くいただいている。保護者と子どもが一緒に来所し、個別相談を受けることで、ともに成長をしていく姿がみられている。また、虐待につながるリスクのある保護者の相談も増えており、子どもへの対応を丁寧にアドバイスしたり、母親の大変さをすべて受け入れることで安定につなげている。				
今後の事業の方向性（→その理由）						
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持 □ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了		年々相談件数が増加してきており、育児等に関して悩んでいる保護者の方が多くなっている。お子さまや保護者の方に寄り添いながら丁寧な相談対応ができるようにしていく。また、社会全体で虐待が問題になっているため、これまで以上に家庭児童相談室で虐待の未然防止に力を入れていく。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	4,950	4,773	6,716	7,448	7,448
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	4,950	4,773	6,716	7,448	7,448
正職員人工数（時間数）		4,514.00	4,714.00	6,066.00	0.00	0.00
正職員人件費		18,507	19,327	25,326	0	0
トータルコスト		23,457	24,100	32,042	7,448	7,448

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		権利擁護事業費	担当課	介護福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成18年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	
予算科目コード		04-030303-01 補助	根拠法令・条例等	介護保険法第1条 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法

なぜ、この事業を実施しているのか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
平成28年4月から改正介護保険法と高齢者虐待防止法が施行され、各法に基づき事業を開始した。 認知症等によって判断力が低下した高齢者は、虐待や悪質商法の被害等の人権侵害に遭いやすく、自己責任だけでは尊厳ある暮らしの継続が困難になる。また今後益々独居や高齢者のみの世帯が増える傾向にある。	①成年後見制度の活用促進；成年後見制度の普及啓発に努め、親族からの申し立てを支援し、親族申し立てが困難な場合は、速やかに市町村申し立てに繋げる。 ②老人福祉施設等への措置の援助；虐待等の場合で老人福祉施設等への措置入所が必要と判断された場合は、市町村の担当部局（高齢福祉G）に報告し措置入所の実施を求める。 ③高齢者虐待への対応；高齢者虐待防止法に基づき、事例に即した適切な対応をとる。 ④困難事例への対応；センターの専門職が相互に連携、全体で対応を検討し、必要な支援を行う。 ⑤消費者被害の防止；消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	
（参考）基本事業の目指す姿	
高齢者の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
認知症等によって判断力が低下した高齢者は自己責任だけでは尊厳ある暮らしの継続が困難になる。また、今後ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、介護支援専門員のみで対応できない困難事例が増加する。	6月～9月 研修会の開催 随時 各地で成年後見相談会の開催 成年後見制度の親族申立て支援 老人福祉施設等への措置の援助 高齢者虐待への対応 困難事例への対応 消費者被害の防止
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
本年度から、事業所職員を対象とした研修会を高齢者虐待と成年後見制度の両テーマで実施した。研修の機会が増えることで、より多くの介護事業所職員に高齢者虐待についてはその防止と早期発見・早期対応の重要性、成年後見制度については制度・支援の重要性についての理解を深めてもらうことができ、権利擁護に必要な支援に繋げることができる。 成年後見相談会を地域に赴いて実施し、早期発見・対応につなげる。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☒維持 ☐削減	事業所職員を対象とした研修会を開催するために最低限必要な経費であるため。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の取組（評価、課題への対応）
研修（高齢者虐待，成年後見制度）の参加者は増えて認知度も向上したが，相談件数も増加している。	成年後見利用促進を目的に成年後見相談会を各地区で開催した。また，虐待対応等の専門職研修会等を開催し介護従事者の理解を深めた。 。専門職研修会を継続することで，介護従事者の虐待の理解が深まり，虐待通報がスムーズになっている。また，虐待の通報や相談に対して，担当ケアマネジャーや関係職員等と連携しながら迅速な対応を行った。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
虐待の相談件数（疑いを含む）（件）	7.00	19.00	22.00	20.00	20.00
虐待解決人数（人）	5.00	17.00	19.00	20.00	20.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下	専門職向けの研修会等で、高齢者虐待を疑う場合でも通報義務があることを周知したことにより、相談件数が増えていると考えられる。また、地域の関係者との連携が進み、民生委員や住民からの相談が受けやすくなった。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、認知能力に問題があるケースについて、ケアマネジャーから成年後見制度利用について相談が入ることが多くなっている。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持	□ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了	専門職（居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、介護保険施設、サービス付き高齢者向け住宅等に勤務する職員）に対して広く研修の受講を促し、虐待の予防や早期発見に繋げると共に、虐待（疑いを含む）の相談があったときは、地域包括支援センター内で迅速に情報共有を行い、必要な支援について検討、対応する。また、認知機能低下等により生活に支障を来す高齢者の成年後見制度の利用について、関係機関と推進していくことが必要である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	30	45	102	87	87
	国・県支出金	18	26	59	50	50
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	6	9	20	17	17
	一般財源	6	10	23	20	20
正職員人工数（時間数）		171.00	104.00	259.00	0.00	0.00
正職員人件費		701	426	1,081	0	0
トータルコスト		731	471	1,183	87	87